

奈良県告示第三十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があった。

平成二十八年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
熊本 廣実	国保中央病院	磯城郡田原本町大字宮古四〇四―一	泌尿器科（腎臓機能、ぼうこう機能、直腸機能）	平成二十五年十二月三十一日
妻谷 憲一	国保中央病院	磯城郡田原本町大字宮古四〇四―一	泌尿器科（腎臓機能、ぼうこう機能、直腸機能）	平成十六年一月三十一日
小野 浩史	国保中央病院	磯城郡田原本町大字宮古四〇四―一	整形外科（肢体不自由）	平成二十七年三月三十一日
飯岡 弘伊	国保中央病院	磯城郡田原本町大字宮古四〇四―一	内科（肢体不自由、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、肝臓機能）	平成二十年七月三十一日

白濱 ちひろ	玉川 泰浩	増井 一弘
濱医院 医療法人宣仁会白	国保中央病院	国保中央病院
七十一 天理市杉本町二八	磯城郡田原本町大 字宮古四〇四一	磯城郡田原本町大 字宮古四〇四一
能障害 内科（腎臓機	能、呼吸器機 能、腎臓機能	能） 内科（心臓機 能、呼吸器機
年三月一日 平成二十八	九月三十日 平成十六年	六月三十日 平成十九年